平成２４年１２月２５日

教職員各位

所　　長

長時間労働者に対する面接指導について（通知）

このことについて、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

ついては、添付の「長時間労働者に対する面接指導実施要領」に基づく面接指導は下記のとおりですので、該当する方は庶務係まで申し出願います。

また、職員を監督する立場にある方は、家族や周囲からの相談・情報を受けた場合には、プライバシーの保護に留意しつつ、必要に応じて当該職員に面接指導を受けるように働きかけるなどの配慮を行うようお願いいたします。

なお、様式等については加齢研 HP 所内向けお知らせに掲載しております。

http://www.idac.tohoku.ac.jp/ja/inhouse/news.html

記

１．面接指導対象者

①　長時間の労働（超勤時間が１月当たり８０時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している職員で申し出のあった者

②　上記のほか、超過勤務時間が２～６ヶ月平均で４５時間を超える職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安のため面接指導を必要とする者

（注１）①、②いずれについても、１ヶ月以内に面接指導を受けた職員で面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者は除外する。

（注２）超過勤務時間の起算日は毎月１日とする。

２．面接指導実施の方法

①　面接指導対象者に該当する職員は、別紙１「長時間労働による健康障害防止のための面接指導自己チェック票」を記入し、庶務係へ提出する。

②　庶務係は、産業医と面接指導の日程調整を行い、職員及びその職員の監督者へ面接指導の実施日時を通知する。

③　産業医は職員に面接指導を行い、面接指導の内容を記録するとともに、別紙２「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」を作成し、庶務係を通して所長へ提出する。

④　所長は別紙２に基づき、必要に応じて事後措置を実施する。

３．面接指導の場所

病院産業医室

環推
平成２４年１２月１７日

各　事　業　場　長　　殿

理事（人事・労務・施設担当）
岩　瀬　公　一
（公　印　省　略）

長時間労働者に対する面接指導について（通知）

労働安全衛生法では、過重労働による脳や心臓疾患をはじめとする健康障害発症のリスクの高まりを回避するために、長時間労働者の健康状況を把握し、適切な措置を講ずることを目的として、事業者に面接指導の実施を義務づける等の規定が設けられております。

本学の上記面接指導については、平成１８年１１月２１日付け人職福「長時間労働者に対する面接指導について（通知）」により行われているところですが、このたび、別紙「長時間労働者に対する面接指導実施要領」を改正しましたので、各事業場においては、あらためて面接指導の趣旨及び実施方法を職員へ周知するとともに、面接指導の実施について引き続きよろしくお取り計らい願います。

また、時間外労働時間の短縮、職員の労働時間の適正把握及び年次有給休暇の取得促進についても引き続きご協力方併せてお願いいたします。

人職福
平成１８年１１月２１日

各 事 業 場 の 長 殿

理事 徳 重 眞 光

長時間労働者に対する面接指導について（通知）

平成 18 年 4 月 1 日から施行された改正労働安全衛生法では、過重労働による脳や心臓疾患をはじめとする健康障害発症のリスクの高まりを回避するために、長時間労働者の健康状況を把握し、適切な措置を講ずることを目的として、事業者に面接指導の実施を義務づける等の規定が新たに設けられました。

このたび労働安全衛生法の趣旨に基づき別紙「長時間労働者に対する面接指導実施要領」を作成いたしましたので、各事業場においては、改正法の趣旨及び面接指導の実施方法を職員へ周知するとともに、面接指導の実施についてよろしくお取り計らい願います。

また、時間外労働時間の短縮、職員の労働時間の適正把握及び年次有給休暇の取得促進について、引き続きご協力方併せてお願いいたします。